

和歌山県報

発行 和 歌 山 県 和歌山市小松原通一丁目1番地 毎週火、金曜日発行

次(*については県例規集登載事項)

(取扱課室名) ページ

〇 教育委員会規則

 *2 和歌山県立高等学校規則の一部を改正する規則
1

 *3 和歌山県教育庁組織規則の一部を改正する規則
1

 *4 和歌山県教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則を廃止する規則
3

 *5 博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則
3

 *6 教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則
14

教育委員会規則

和歌山県教育委員会規則第2号

和歌山県立高等学校規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年3月31日

和歌山県教育委員会教育長 宮 﨑 泉

和歌山県立高等学校規則の一部を改正する規則

和歌山県立高等学校規則(昭和29年和歌山県教育委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

		改正	後			改正前						
別	表第1(第2	条関係)			別	別表第1 (第2条関係)						
	名称	位置	課程等	設置学科		名称	位置	課程等	設置学科			
	略					略						
	和歌山県立 粉河高等学	略	全日制	略		和歌山県立 粉河高等学	略	全日制	略			
	校					校		定時制	普通			
	略					略						
	備考 略					備考 略						

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

和歌山県教育委員会規則第3号

和歌山県教育庁組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年3月31日

和歌山県教育委員会教育長 宮 﨑 泉

和歌山県教育庁組織規則の一部を改正する規則

和歌山県教育庁組織規則(平成15年和歌山県教育委員会規則第14号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。 改正後

(組織)

第2条 略

前項に規定するもののほか、次の表の左欄に 掲げる課の中に同表の右欄に掲げる室を置く。

総務課	教育D X推進室 室	福利厚生
略	略	

(教育総務局各課の所掌事務)

- 第3条 総務課は、教育政策の総合調整及び県立 学校等の適正な管理・運営並びに福利厚生を行うことを任務とし、次の事務を所掌する。
 - (1)~(22) 略

 - (2) 和歌山県立近代美術館に関すること。 (24) 和歌山県立自然博物館に関すること。 (25) デジタル行政の推進に関すること。

 - 行政事務の合理化及び能率向上に関するこ
 - <u>教育委員会の所管する情報システムの運用</u> 管理及び企画調整に関すること(他の課の 所掌に属するものを除く
 - 学校教育の情報化の推進に関すること。
- 教育DX推進室においては、 第3条の2 の所掌事務のうち、前条第25号から第28号まで に掲げる事務を所掌する。
- 第3条の3 福利厚生室においては、総務課の所 掌事務のうち、第3条第29号から第35号までに 掲げる事務を所掌する。

第4条・第5条 略

(生涯学習局各課の所掌事務)

第6条・第7条 略

- 第8条 文化遺産課は、文化財の保存及び活用並 びに文化芸術の振興を図ることを任務とし、次 の事務を所掌する。
 - (1)~(4) 略

(5) • (6) 略

(7)~(9) 略

(学校教育局各課の所掌事務)

- 第9条 県立学校教育課は、県立学校における教育の充実・推進を図ることを任務とし、次の事 務を所掌する。
 - (1)~(9) 略

<u>(10)</u> 略

第9条の2 略

第10条 義務教育課は、公立幼稚園等、公立小中学校及び公立義務教育学校(以下「公立小中学 校等」という。) における教育の充実・推進を

改正 前

(組織)

第2条 略

前項に規定するもののほか、次の表の左欄に 掲げる課の中に同表の右欄に掲げる室を置く。

総務課	福利厚生室
略	略

(教育総務局各課の所掌事務)

- 第3条 総務課は、教育政策の総合調整及び県立 学校の適正な管理・運営並びに福利厚生を行う <u>とを任務とし、次の事務を所掌する。</u>
 - (1)~(22) 略

(23)~(30) 略

第3条の2 福利厚生室においては、総務課の所 掌事務のうち、前条第23号から第29号までに掲 げる事務を所掌する。

第4条・第5条 略

(生涯学習局各課の所掌事務)

第6条・第7条 略

- 第8条 文化遺産課は、文化財の保存及び活用並 びに文化芸術の振興を図ることを任務とし、次 の事務を所掌する。
 - (1)~(4) 略
 - (5) 和歌山県立近代美術館に関すること。

 - (6) ・ (7) 略 (8) 和歌山県立自然博物館に関すること。
 - <u>(9)</u>~<u>(11)</u> 略

(学校教育局各課の所掌事務)

- 第9条 県立学校教育課は、県立学校における教育の充実・推進を図ることを任務とし、次の事 務を所掌する。
 - (1)~(9) 略
 - (II) 教育委員会の所管する情報システムの運用 管理及び企画調整に関すること(他の課の
 - 所掌に属するものを除く。)。 学校教育の情報化の推進に関すること(義
 - 著教育課の所掌に属するものを除く。) 近畿高等学校総合文化祭に関すること (13) 略

第9条の2 略

第10条 義務教育課は、公立幼稚園等、公立小中学校及び公立義務教育学校(以下「公立小中学 校等」という。) における教育の充実・推進を

図ることを任務とし、次の事務を所掌する。 $(1)\sim(6)$ 略

<u>(7)</u>~<u>(10)</u> 略

第11条 略

(教育事務所)

第22条・第23条 略

第24条 教育事務所においては、公立小中学校等 に係る事務のうち、次に掲げる事務を所掌する

(1)~(3) 略

- (4) 義務教育課の所掌事務のうち、第10条第2 号及び第8号に掲げる事務
- (5) (6) 略

図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1)~(6) 略
- (1) 公立小中学校等における学校教育の情報化 の推進に関すること。

(8)~(11) 略

第11条 略

(教育事務所)

第22条・第23条 略

第24条 教育事務所においては、公立小中学校等 に係る事務のうち、次に掲げる事務を所掌する

(1)~(3) 略

- (4) 義務教育課の所掌事務のうち、第10条第2 号及び第9号に掲げる事務
- (5) (6) 略

附則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

和歌山県教育委員会規則第4号

和歌山県教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則を廃止する規則を次のように定める。 令和5年3月31日

和歌山県教育委員会教育長 宮 﨑 泉

和歌山県教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則を廃止する規則

和歌山県教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則(平成26年和歌山県教育委員会規則第6号)は、廃止する。

附則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

和歌山県教育委員会規則第5号

博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年3月31日

和歌山県教育委員会教育長 宮 﨑 泉

博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則

博物館の登録に関する規則(昭和44年和歌山県教育委員会規則第16号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改 正 前
博物館の登録等に関する規則	博物館の登録に関する規則
(趣旨) 第1条 この規則は、博物館法(昭和26年法律第285号。以下「法」という。)第11条の規定に基づく博物館の登録 <u>(以下「登録」という。)及び法第31条第1項の規定に基づく博物館に相当する施設としての指定(以下「指定」という。)に関し、法及び博物館法施行規則(昭和30年文部省令第24号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、</u> 必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この規則は、博物館法(昭和26年法律第 285号。以下「法」という。) <u>第16条</u> の規定に <u>基づき、</u> 博物館の登録 <u>に関し</u> 必要な事項を定め るものとする。
(定義)	_(登録原簿)_

2条 この規則において使用する用語は、法及 び省令において使用する用語の例による。

(登録申請書の様式等)

- 第3条 法第12条第1項の登録申請書は、別記第 1号様式によるものとする。
- 法第12条第2項第3号の都道府県の教育委員
 - 会の定める書類は、次に掲げる書類とする。
 (1) 登録の申請の日が属する事業年度における事業計画書及び収支予算書
 (2) 博物館の事業の用に供する施設及び設備の

 - ③ その他参考となるべき事項を記載した書類

(資料の提出の求め等)

- 第4条 和歌山県教育委員会(以下「教育委員会 」という。)は、登録の申請に係る審査のため に必要があると認める場合は、当該申請に係る 博物館の設置者に対し、必要な資料の提出を求め、又は当該博物館の実地について調査するこ とがで<u>きる</u>
- をかじさる。 前項の規定は、法第18条第1項の規定による 勧告、同条第2項の規定による命令及び法第19 条第1項の規定による登録の取消しをしようと する場合に準用する。この場合において、前項 中「当該申請に係る博物館の設置者に対し、必 要な資料の提出を求め、又は当該博物館の実地」とあるのは、「当該博物館の実地」と読み替えるものとする。

- <u>(登録の審査の基準)</u> 第 5 条 <u>法第13条第1項第3号の都道府県の教育</u> 委員会の定める基準は、次に掲げる事項とする
 - 博物館資料の収集、保管及び展示(インターネットの利用その他の方法により博物館資料に係る電磁的記録を公開することを含む。第4号及び第3項第1号において同じ。)並びに博物館資料に関する調査研究の実施に関する基本的運営方針を策定し、及び当該方針を公表するとともに、当該方針に基づき、相当の公益性をもって博物館を運営する体制を整備していること。 前号の基本的運営方針に基づく博物館資料の収集及び管理の方針を定め、かつ、当該方

 - 前号の基本的運営方針に基づく博物館資料の収集及び管理の方針を定め、かつ、当該方針に基づき、博物館資料を体系的に収集する体制を整備していること。前号に規定する博物館資料の収集及び管理の方針に基づき、所蔵する博物館資料の目録を作成し、当該博物館資料を適切に管理し、及び活用する体制を整備していること。一般公衆に対して、所蔵する博物館資料の展示を行い、又は特定の主題に基づき、所蔵する博物館資料若しくは借用した博物館資料による展示を行う体制を整備していること。単独で又は他の博物館若しくは法第3条第
 - による展示を行う体制を整備していること。
 (5) 単独で又は他の博物館若しくは法第3条第1項第12号に掲げる学術若しくは文化に関する諸施設と共同で、博物館資料に関する調査研究を行い、及びその成果を活用する体制を整備していること。
 (6) 博物館資料を用いた学習機会の提供、利用者に対する博物館資料の説明その他の教育活動を行う体制を整備していること。
 (7) 法第7条に規定する研修その他の研修に職員が参加する機会が確保されていること。

第2条 <u>法</u>第10条の規定により和歌山県教育委員 会(以下「県教育委員会」という。)に備える 博物館登録原簿は、別記第1号様式とする。

第3条 法第11条の規定により提出する登録申請 書は、申請者が地方公共団体にあっては別記第 2号様式、一般社団法人若しくは一般財団法人 又は宗教法人にあっては別記第3号様式によら なければならない。

(登録要件の審査) 第4条 県教育委員会は、法第12条の規定による 登録要件の審査及び法第14条第1項の規定による る登録の取消しを行う場合は、当該博物館の設置者に対し、及び管理なり提出を求め、次は実 地調査をし、及び学識経験者の意見を徴するも のとする。

- 2 <u>法第13条第1項第4号の都道府県の教育委員</u> 会の定める基準は、次に掲げる事項とする。 ① 前項第1号の基本的運営方針に基づいて博
- (1) 前項第1号の基本的運営方針に基づいて博物館の管理運営を行うことができる館長が置かれていること。
 (2) 学芸員が置かれていること。
 (3) 前項第1号の基本的運営方針に基づく博物館の運営に必要な職員が置かれていること。
 法第13条第1項第5号の都道府県の教育委員会の定める基準は、次に掲げる事項とする。
 (1) 博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を安定的かつ継続的に行うことができる施設及び設備が整備されていること。
 (2) 防災及び防犯のために必要な施設及び設備を有していること。

- (3) 博物館の規模及び展示内容に応じ、利用者 の安全及び利便性の確保のために必要な配慮 がなされていること。 (4) 高齢者、障害者、妊娠中の者、日本語を理 解できない者その他博物館の利用に困難を有 する者が博物館を円滑に利用するための配慮 がなされていること。 がなされているこ

記第2号様式による。

(変更の届出)

第7条 法第15条第1項の規定による変更の届出は、登録事項を変更しようとする日の2週間前までに、別記第3号様式により行うものとする

- (定期報告)
 第8条 法第16条の規定による報告は、毎年7月
 1日から同月31日までの間に、当該報告の日が属する事業年度の前事業年度に係るものを別記第4号様式により行うものとする。
 2 前項の報告には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 (1) 当該報告の日が属する事業年度における事業計画書及び収支予算書
 (2) 当該報告の日が属する事業年度の前事業年度における事業報告書及び収支決算書(3) その他参考となるべき事項を記載した書類
- - (3) その他参考となるべき事項を記載した書類

(廃止の届出)

- 第9条 法第20条第1項の規定による廃止の届出 は、博物館を廃止した日から30日以内に別記第
- 5号様式により行うものとする。 前項の届出には、次に掲げる書類を添付しな
 - ければならない。
 (1) 当該博物館を廃止した後の博物館資料の処置を記載した書類
 (2) その他参考となるべき事項を記載した書類

(指定申請書の様式等)

- 第10条 省令第23条第1項の指定申請書は、別記 第6号様式によるものとする。 2 省令第23条第2項第3号の指定を行う者が定 める書類は、次に掲げる書類とする。
 - (1) 指定の申請の日が属する事業年度における 事業計画書及び収支予算書
 - | 博物館の事業に類する事業の用に供する施設及び設備の写真 | その他参考となるべき事項を記載した書類

(登録事項等の変更)

第5条 法第13条第1項の規定による変更の届出 は、別記第4号様式によりその変更の都度これをしなければならない。ただし、博物館資料の目録の軽減な変更については、毎年3月末日に 届け出るものとする。

(廃止の届出)

第6条 法第15条第1項の規定による廃止の届出 当該博物館を廃止した日から20日以内に別 記第5号様式によりしなければならない。

(指定の審査)

- 第11条 教育委員会は、省令第24条第1項の規定による指定の申請に係る審査のために必要があると認める場合は、当該申請に係る施設の設置者に対し、必要な資料の提出を求め、又は学識経験者の意見を聴くことができる。 1 前項の規定は、法第31条第2項の規定による指定の取消しをしようとする場合に準用する。

(指定の審査の基準) 第12条 省令第24条第1項第2号から第4号まで の都道府県の教育委員会の定める基準について は、第5条の規定を準用する。この場合におい 同条第1項(第7号を除く。)中「博物館 て、同条第1項(第7号を除く。)中「博物館 資料」とあるのは「資料」と、同項第1号中「 博物館を運営する」とあるのは「指定施設を運 営する」と、同条第2項第1号及び第3号中「 博物館」とあるのは「指定施設」と、同項第2 号中「学芸員」とあるのは「学芸員に相当する 職員」と、同条第3項第1号中「博物館資料」 とあるのは「資料」と、同項第3号及び第4号 中「博物館」とあるのは「指定施設」と読み替 えるものとする。

(指定の要件を備えなくなった旨の報告)

第13条 省令第25条の規定による報告は、省令第 24条第1項に規定する要件を備えなくなった日から10日以内に、別記第7号様式により行うも のとする。

(<u>委任)</u> 4条 <u>この規則に定めるもののほか、登録及び</u> サ本本の場合が定める 第14条 指定に関し必要な事項は、教育委員会が定める

(公示)

- <u> </u>県教育委員会は、次の各号に掲げる場合 | 1 米 宗教月安貝云は、 次の各号に掲げる場合は、必要な事項を和歌山県報に登載してこれを公示するものとする。
 | 1 法第10条の規定による登録をしたとき。| | 注第13条第2項の規定による変更登録をしたとき。| たとき。

 - (3) 法第14条第1項の規定による登録の取消し をしたとき
 - (4) 法第15条第2項の規定による登録の抹消を

別記第1号様式から別記第5号様式までを削り、附則の次に別記様式として次の7様式を加える。

別記第1号様式(第3条関係)

博物館登録申請書

 第
 号

 年
 月

 日

和歌山県教育委員会 様

申請者主たる事務所(設置者)の 所 在 地

名 称

代表者職氏名

連 絡 先

次の博物館について博物館法第11条の登録を受けたいので、同法第12条第1項の規定により申請します。

博	物館		名		称						
 	100 EF		所	在	地						
設	<u> </u>	年	Ē	月	田	年	月	日			
開	館	年	Ē	月	田	年	月	日			

備考 この申請書には、次の書類を添付すること。

- 1 館則の写し
- 2 博物館法第13条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証する書類
- 3 登録の申請の日が属する事業年度における事業計画書及び収支予算書
- 4 博物館の事業の用に供する施設及び設備の写真
- 5 その他参考となるべき事項を記載した書類

			登	録			登	经録	変	更				登	録	変	更	
事	項	年月日		年	目									T				
		記号番号				年 月	日		年	月	目	年	月日			年	J	月
	名 称																	
設置者												-						
	主 た る 事 務 所 の所在地																	
	名 称																	
博物館	所在地																	
備	考																	
1)用	与																	
	ļ	i																

別記第3号様式(第7条関係)

博物館登録事項変更届

 第
 号

 年
 月

 日

和歌山県教育委員会 様

届出者 主たる事務所 (設置者) の所在地

名 称

代表者職氏名

連 絡 先

次の博物館に係る登録事項を変更するので、博物館法第15条第1項の規定により届け出ます。

博物館	の名	称					
登録	声 月	日	年	月	日		
登 録 記	号 番	号					
変更事巧	頁の種	別					
変更事項	変更	前					
发 史 争 垻	変更	後					
変更の	り理	由					
変更予复	定 年 月	日	年	月	日		

別記第4号様式(第8条関係)

博物館運営状況報告書

 第
 号

 年
 月

 日

和歌山県教育委員会 様

報告者 主たる事務所 (設置者) の 所 在 地

名 称

代表者職氏名

連絡先

博物館法第16条の規定により、次の博物館に係る運営の状況を報告します。

1 博物館に関する事項

(1) 名 称	
(2) 登録年月日	年 月 日
(3) 登録記号番号	

2 報告事項

(報告対象事業年度: 年度)

(1) 設置者の名称又は住所の変更の有無	有 · 無
(2) 博物館の名称又は所在地の変更の有無	有 · 無
(3) 館長の配置の有無	有 · 無
(4) 学芸員の人数	人
(5) 館長及び学芸員以外の職員の人数	人
(6) 年間の開館日数	日

備考

- 1 学芸員の人数並びに館長及び学芸員以外の職員の人数は、報告対象事業年度(報告の日が属する事業年度の前事業年度をいう。)の末日における人数とする。
- 2 年間の開館日数は、報告対象事業年度における日数とする。
- 3 この報告書には、次の書類を添付すること。
- (1) 当該報告の日が属する事業年度における事業計画書及び収支予算書
- (2) 報告対象事業年度における事業報告書及び収支決算書
- (3) その他参考となるべき事項を記載した書類

別記第5号様式(第9条関係)

博物館廃止届

 第
 号

 年
 月

 日

和歌山県教育委員会 様

届出者 主たる事務所 (設置者) の 所 在 地

名 称

代表者職氏名

連 絡 先

次の博物館を廃止したので、博物館法第20条第1項の規定により届け出ます。

博	物	館の	名	称					
登	録	年	月	日	年	月	日		
登	録	記号	- 番	号					
廃	止	年	月	日	年	月	日		
廃	止	の	理	曲					

- 備考 この届出書には、次の書類を添付すること。
 - 1 当該博物館を廃止した後の博物館資料の処置を記載した書類
 - 2 その他参考となるべき事項を記載した書類

別記第6号様式(第10条関係)

指 定 申 請 書

 第
 号

 年
 月

 日

和歌山県教育委員会 様

申請者 住 所(設置者)

氏 名

連絡先

次の施設について博物館法第31条第1項の規定による指定を受けたいので、博物館法施 行規則第23条第1項の規定により申請します。

施	設	名	<u></u>	称					
ル	収	戸	斤在	地					
設	<u> </u>	年	月	日	年	月	日		
開	館	年	月	目	年	月	日		

備考

- 1 申請者が法人である場合は、「住所」欄には当該法人の主たる事務所の所在地を、「氏名」欄には当該法人の名称及び代表者の職氏名を記載すること。
- 2 この申請書には、次の書類を添付すること。
 - (1) 施設の運営に関する規則のうち、目的、開館日、運営組織その他の施設の運営上 必要な事項を定めたもの
 - (2) 博物館法施行規則第24条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証する書類
 - (3) 指定の申請の日が属する事業年度における事業計画書及び収支予算書
 - (4) 博物館の事業に類する事業の用に供する施設及び設備の写真
 - (5) その他参考となるべき事項を記載した書類

別記第7号様式(第13条関係)

指定の要件を備えなくなった旨の報告書

 第
 号

 年
 月

 日

和歌山県教育委員会 様

報告者 住 所(設置者)

氏 名

連絡先

次の指定施設が博物館法施行規則第24条第1項に規定する要件を備えなくなったので、 同規則第25条の規定により報告します。

指定施設の名称	
指定年月日	年 月 日
指定記号番号	
要 件 を 備 え な く な っ た 日	年 月 日
備えなくなった要件	
要件を備えなく	
なった理由	

備考 報告者が法人である場合は、「住所」欄には当該法人の主たる事務所の所在地を、 「氏名」欄には当該法人の名称及び代表者の職氏名を記載すること。 附則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

和歌山県教育委員会規則第6号

教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年3月31日

和歌山県教育委員会教育長 宮 﨑 泉

教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則

教育長に対する事務の委任等に関する規則(平成27年和歌山県教育委員会規則第26号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(教育長専決事項) 第3条 教育長は、次に掲げる事務について専決することができる。 (1)~(7) 略 (8) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第8項に規定する特定個人情報及び個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第1項に規定する個人情報の保護に関すること。 (9) 略 2 略	(教育長専決事項) 第3条 教育長は、次に掲げる事務について専決することができる。 (1)~(7) 略 (8) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第8項に規定する特定個人情報及び和歌山県個人情報保護条例(平成14年和歌山県条例第66号)第2条第1号に規定する個人情報の保護に関すること。

附則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。